

千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業 入札説明書等に関する質問回答書（２回目）等

- 本質問回答書（２回目）は、平成２９年１０月１０日（火）から１０月１１日（水）に受け付けた千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、本学で整理していますので注意してください。
- 回答欄に**太字ゴシック**で記載されている箇所は、変更・修正・追記・留意等に該当する項目です。

< 総 括 >

書 類 名	番 号	質 問 数
① 入 札 説 明 書	1～7	7
② 様 式 集	8	1
③ 要 求 水 準 書 / 本 文	9～43	35
④ 要 求 水 準 書 / 別 表 ・ 資 料 等	44～76	33
⑤ 落 札 者 決 定 基 準	77	1
⑥ 基 本 協 定 書 (案)	—	0
⑦ 事 業 契 約 書 (案)	78～91	14
⑧ そ の 他	92	1
合 計	—	92

- なお、「要求水準書等に関する質問回答書（２回目）」の後（うしろ）に、「改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）、改定事業者提案による運營業務（任意）提案書、改定民間付帯施設（任意）事業提案書」のうち、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案など、入札参加者のすべてに伝達すべき事項が含まれていると大学が判断した項目に関する回答について掲載していますので、合わせて確認してください。
- また、「本質問回答書（２回目）」の後（うしろ）に、「入札説明書等に関する追記事項」についても掲載していますので、あわせて確認してください。

平成２９年１１月１日

国立大学法人千葉大学

入札説明書等に関する質問回答書（2回目）

< ① 入札説明書に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
1	公共施設等の種類等	4	1	6	(4)	2)	①	ウ		質問回答（1回目）No.12 に関して、電気、ガス、給水、排水の接続先はそれぞれキャンパス内のインフラのどこに接続できるかまた接続方法に指定があればご指示いただけますでしょうか。	民間付帯施設（任意）事業の提案内容により異なってきますので、提案内容に基づき、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
2	公共施設等の種類等	4	1	6	(4)	2)	①	ウ		質問回答（1回目）No.12 に関して、電気、ガス、給水、排水の接続先はそれぞれキャンパス内のインフラの接続元・接続方法等が不明なため、民間付帯施設建設に伴うインフラ敷設（給水・排水・電気・通信・光ファイバー等）の民間付帯施設までの引き込み工事は、大学側の負担としていただけませんか。 また、質問回答No.281（1回目）の「土壌調査・埋蔵文化財調査にかかわる業務」については、調査等に関わるコスト増が想定される為、業務範囲外をご検討ください。	ご質問の前段について、民間付帯施設（任意）事業場所までのインフラ整備は、すべて事業者の業務範囲（独立採算）とします。 ご質問の後段について、 民間付帯施設（任意）事業場所での土壌汚染調査は、不要と理解しています。 また、民間付帯施設（任意）事業場所での埋蔵文化財調査は、提案内容により異なってきますので、提案内容に基づき、届出、慎重工事、工事立合については、事業者の業務範囲（独立採算）とし、発掘調査については、大学の負担によるものとします。
3	競争参加資格等	14	1	8	(1)	3)	⑤			民間付帯施設事業にあたる者の資格等要件は問わないと記載がありますが、同施設の設計・建設・維持管理・運営に当たる者すべてに該当するという認識でよろしいでしょうか。	民間付帯施設（任意）事業に当たる者（設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者、その他に当たる者を含む。）の資格等要件は問いません。ただし、関連法令等を遵守するものとします。
4	入札書の開札	25	1	18	(2)	3)				予定価格超過により2回目以降の入札に関して、2回目以降の入札及び開札時期の遅れにより、現在予定されている、基本協定書及び事業契約書の締結時期及び事業契約書他に記載ある引渡し日、供用開始日等の日程に係る条件も変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	再入札に伴う、その後の日程（スケジュール）の変更については、当初の入札から再入札までの期間にもよりますので、当該時点での状況等により判断するものとします。
5	入札書の開札方法	25	1	18	(2)	3)				質疑回答53に予定価格超過の場合は、1回目の最低価格	1社でも予定価格の範囲内である場合には、その後の提案

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										を公表とありますが、1社でも予定価格を下回り、事業者選定がされた場合においても公表があるという認識でよろしいでしょうか。	内容審査に配慮し、開札の時点では、入札価格を公表しません。
6	入札書の開札方法	25	1	18	(2)	3)				質疑回答53にある予定価格超過による再入札の場合は、貴校から参加資格通過事業者に対してヒアリング等が実施された上で、予定価格は見直されるという認識でよろしいでしょうか。	原則として、再入札の場合は、大学が提示している諸要件（要求水準等とともに、予定価格を含む。）を変更することはありません。
7	貴学負担分の水光熱費にかかるメーター設置	28	1	25						水光熱費の精算に要するメーターの設置・修繕・更新・取替えは、貴学側の負担として理解して宜しいでしょうか。一般的に、メーターに関する上記対応は本来水道事業者や電気事業者が行うもので、メーターの検針値に応じて、負担者へ課金請求を行います。今回は貴学が水道事業者や電気事業者に成り代わって請求を行う（＝福利厚生施設、民間付帯施設の水道光熱費は事業者負担とする）ため、貴学にてメーターに関する各種対応をお願いしたいと思います。また、民間付帯施設と福利厚生施設における精算方式等（電力単価フラットレート等）決まっていたら要求水準に記載頂けませんでしょうか。	ご質問の前段について、本施設に設置する光熱水費の計量メーター（プロジェクト研究スペース、福利厚生施設の部分に設置する計量法に基づく検定済のものを含む。）は、事業者の業務範囲（サービス購入費の対象）となります。ただし、事業者提案による運営業務（任意）、民間付帯施設（任意）事業の部分に設置する光熱水費の計量メーターは、事業者の業務範囲（独立採算）となります。ご質問の後段について、大学が契約している供給事業者（電気、ガス、上水（県水）、下水）との単価に基づき精算するものとしています。

< ② 様式集に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	頁	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
8	様式33「リスク対応」での根拠資料の添付	74	2	33						リスクの管理方針や対応策を具体的にお示しするため、入札参加企業の間で役割やリスクの分担について入札前に締結する書面、リスク分析資料や保険引受意向書などを添付させていただくことは可能でしょうか。	「様式集」で規定（指定）されている以外の資料を提出することは不可とします。

< ③要求水準書／本文に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
9	民間付帯施設の解体撤去時における一団地認定の再認定について	7	2	2	(1)	1)	②			第1回質問のNo.158において、「民間付帯施設（任意）」が一団地を構成する施設としての位置づけである旨のご回答があります。事業期間が終了し民間付帯施設を解体撤去する際に一団地の再認定をするなどの手続が必要となりますでしょうか。	民間付帯施設（任意）の解体撤去に当たっては、大学としては、一団地の再認定の必要はなく、建築基準法第12条第5項の規定による報告でよいものと理解していますが、具体的には、特定行政庁の判断によるものとします。
10	排水処理	8	2	2	(3)	5)	②			モニタリング対象となる排水の排出量はどの程度でしょうか。	入札説明書等に関する追記事項（2回目）にて回答します。重要な変更事項がありません。
11	排水処理	8	2	2	(3)	5)	②			pH異常時に排水を貯留する緊急貯留槽は必要でしょうか。	入札説明書等に関する追記事項（2回目）にて回答します。重要な変更事項がありません。
12	排水処理	8	2	2	(3)	5)	②			緊急貯留槽が必要な場合は排出量に対してどの程度の容量が必要でしょうか。	入札説明書等に関する追記事項（2回目）にて回答します。重要な変更事項がありません。
13	排水処理	8	2	2	(3)	5)	②			pH異常排水の処理は、手動で対応するとの考えでよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する追記事項（2回目）にて回答します。重要な変更事項がありません。
14	排水処理	8	2	2	(3)	5)	②			pH異常時に自動かつ即座に対応が可能なpH中和処理装置の提案は可能でしょうか。（モニター設備と比較して設置スペースや緊急時対応の面でメリットあり）	入札説明書等に関する追記事項（2回目）にて回答します。重要な変更事項がありません。
15	エネルギー配慮対象設計検討記録様式	14	2	4	(1)	4)	②	イ		「イ エネルギー配慮対象設計検討記録様式CHU488-2」の記録用紙が見当たりません。ご提示願います。	【参考資料 エネルギー配慮対象設計検討記録様式 CHU488-2】（追加資料）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
16	パンデミック時対応	16	2	4	(3)	1)	⑮			本施設のパンデミック時対応とありますが、どの様な状況を想定しておられますか。附属病院に伝染性の高い患者が大量に入院しているような状況でしょうか。	パンデミック（感染症の全国的・世界的な大流行）時に、千葉大学医学部附属病院としてパンデミックへの対応が必要となる状況等を想定しており、その場合、病院との行き来の多くなる医療関係者（主として5階以上）と、これら

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											以外の学生や一般利用者（主として4階以下）の動線が混在しないよう動線計画に配慮する必要があります。
17	<低層階諸室等3階>グループ学習室・カンファレンス室の対応について	24	2	4	(3)	3)	⑤	ア		第1回質疑回答においてメディア管制室の各種機器等は事業者の業務範囲外に変更となったことに対応し、グループ学習室・カンファレンス室の本設備も事業者の業務範囲外になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲外（変更）とするのは、「⑥ メディア管制室」に記載されているア～ケの各種機器等とともに、「⑤ グループ学習室・カンファレンス室」に設置する各種機器等（モニター、カメラ、マイク等）も含まれるものとします。 ただし、黒板（白板）、掲示板等の設置は、事業者の業務範囲となります。
18	<その他補足事項> ICカード錠について	26	2	4	(3)	3)	③	ア	b	「ICカード錠システム（錠、ICカード（1500枚）とともに、管理・登録機器等、一切のシステム機器を含む。）を整備し、供用開始時のすべての設定（カードの登録等を含む、システムが使用できる状態をいう。）を行うこと。なお、供用開始後の、新規発行、権限変更、使用停止等に関する登録業務は、大学が行うものとする。」とありますが、ICカード取扱いをセキュリティ上一元化するため、ICカードを忘れた利用者に対する仮カードの発行業務も貴学が行うものと考えてよろしいでしょうか。	供用開始後に、仮ICカードの発行が必要な場合の業務は、大学が行うものとします。なお、供用開始時のすべての設定（カードの登録等を含む、システムが使用できる状態をいう。）は、事業者の業務範囲となります。
19	<その他補足事項> ICカード錠等	26	2	4	(3)	3)	⑤	ア		ICカード紛失によるカード再発行費用や紛失に伴う他社利用などの防犯上のリスクは学校の責任範囲と考えてよろしいでしょうか。	ICカード紛失に伴う再発行が必要な場合の業務は、大学が行うものとします。また、紛失に伴う他者利用などの防犯上のリスクは、事業者の責任範囲外となります。
20	<その他補足事項> ICカード錠等	27	2	4	(3)	3)	⑤	ア		現在使用されているICカードに電子マネー等の機能は付いているのでしょうか。現在電子マネー機能がない場合、将来的に付加される構想はございますか。	現段階では、電子マネーの機能は付加していませんし、将来的にも、付加する予定はありません。
21	外装について	27	2	4	(3)	4)	①	ア		「ア 施設全体にわたり統一感のあるものとし、主要な外装部分については、施設の使用期間中において経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等が	適切な維持管理業務が行われることを前提として、主要な外装部分の大規模な修繕が必要となるのは、供用開始から25年以降と考えています。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										なく、大規模な修繕を必要としない計画とすること。」とありますが、ここでいう「使用期間中」とは運営期間の12年間との理解でよろしいでしょうか。	
22	駐輪場、バイク置場	29	2	4	(3)	8)	②	ア		医療系総合研究棟に隣接した1階北側に120台以上の駐輪場（平置き型、転倒防止ラック付）を設置すること。とりまして、隣接することにより、外壁やガラスのメンテナンススペースが確保できない為、利用者の安全性、利便性を考慮した計画として、配置場所を検討することは可能でしょうか。	当該「北側」とは、おおよその場所を示すものであり、また、参考図は、具体的な位置までを規定するものではありません。したがって、駐輪場の設置場所については、利用者の利便性に配慮しつつ、入札参加者の提案によるものとします。
23	構造計画	31	2	4	(4)	4)				千葉市が公表している液状化危険度マップによると当該敷地は液状化の危険性が高い地域となっております。貸与されている【資料】では当該敷地での液状化判定が行われていませんので、貸与されている資料の情報をもとに液状化判定を行うとのことでよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、大学としては、「液状化危険度マップによる液状化の危険性が高い地域」とは認識していません。 ご質問の後段について、大学が貸与している【資料】等から判断してください。
24	計量について	37	2	4	(5)	3)	⑭	イ		「電力量計」とありますが、給水とガスについては計量法に基づく検定済の計量器は設置しないとの理解でよろしいでしょうか。	給水（県水、井水）、ガス（追記）についても、電気に準拠するものとします。
25	テレビ電波障害防除設備	38	2	4	(5)	3)	⑯			テレビ電波障害の対策について隣接する別事業との責任範囲が明確ではなく、リスクを特定できないため、事業者の業務範囲外としてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。【参考資料 中央診療棟電波障害調査報告書】（追加資料）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
26	将来用配管について	42	2	4	(5)	4)	⑧	イ		「実験室の排水はすべて実験排水系統とし、1スパン（約70m2程度）」に3箇所の予備排水口（ねじ接続が可能な形状）を用意すること。」とありますが、予備排水口から廊下側パイプシャフト内の縦配管への配管接続は、必要が生じた際に、都度、貴学側にて	予備排水口から廊下側パイプシャフト内の縦配管への配管接続は、事業者の業務範囲となります。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										対応していただくとの理解でよろしいでしょうか。	
27	土壌汚染調査	43	2	6	(2)	2)	②			今回の土壌汚染調査の見積は、【資料33】に基づいて行いますが、数量が変更になった場合は、実数精算にしていただけとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染調査の数量が変更になった場合は、費用の増減について、大学の負担増・負担減（実数による精算）とします。
28	土壌汚染調査	43	2	6	(2)	2)	②			【資料33】に記載された調査地点数を算出する際の根拠資料を、参考にご提供いただくことは可能でしょうか。	【参考資料 土壌汚染調査関係（試料採取予定地点図）】（追加資料）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
29	土壌汚染調査	43	2	6	(2)	2)	②			【資料33】に配管下の採取深度が記載されていますが、根拠資料を参考にご提供いただくことは可能でしょうか。	配管の管底深さを1.0mから1.5mと想定し、当該管底から50cmまでを標準的な採取範囲としたものですが、具体的には、特定行政庁の判断によるものとします。
30	引越に関する事項	48	2	6	(9)	1)	①			質問回答（1回目）No.319の通り、引越した什器備品について、電気、水道、ガス管等との接続を行うこととなっていますが、接続部分の設備修繕・設備更新業務（設備保守管理含む）については対象外という理解でよろしいでしょうか。	事業者が、本事業の引越業務において行う接続部分及び施設整備業務で整備する供給側（一次側）の維持管理業務は、事業者の業務範囲となります。
31	備品等調達	49	2	6	(10)	1)	①			事業者側で調達する新規購入備品は【別表5】にある備品を用意するという理解でよく、5階～11階には事業者側で調達する新規購入備品は一切ないという理解でよろしいでしょうか。	本事業（事業者の業務範囲）の備品等調達業務の対象は、【別表5】のとおりです。なお、基準階（5階から11階）についても、本事業の備品等調達業務の対象がありますので留意してください。 また、本事業の備品等調達業務の対象となるドラフトチャンパーについては、スクラバー機能を本体の上部に搭載するものに変更します。したがって、当該ドラフトチャンパーについて、当初、「ドラフトチャンパー、ダクト、排気処理（スクラバー）の設置は事業者の業務範囲」としていたのを「ドラフトチャンパー

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
											<p>(スクラパー搭載型)、ダクト、排気ファンの設置は事業者の業務範囲（ドラフトチャンパー、ダクト、排気ファンはすべて1対1対応とします。）」に変更します。詳細については、【別表5 備品等調達業務対象什器備品等一覧表】（変更）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。</p> <p>なお、当初、事業者の引越業務の対象としていたドラフトチャンパー（卓上型6台）については、当該引越業務は大学が別途に行うものとし、スクラパー機能も大学が当該ドラフトチャンパーに付加するものに変更します。したがって、当該ドラフトチャンパーについて、当初、「ドラフトチャンパー、ダクト、排気処理（スクラパー）の設置は事業者の業務範囲」としていたのを「ダクト、排気ファンの設置は事業者の業務範囲（ドラフトチャンパー、ダクト、排気ファンはすべて1対1対応とします。）」に変更します。詳細については、【別表4 引越業務対象什器備品等一覧表】（変更）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。</p> <p>上記の変更箇所以外において同様趣旨で変更する必要がある箇所も同様とします。</p>
32	備品等調達に関する事項	49	2	6	(10)	1)	①			<p>調達する備品等については設置し、電気等との接続が必要な備品等については接続を行うこととなっていますが、接続部分の保守管理についても、備品と同様に保守管理の</p>	<p>事業者が、本事業の備品等調達業務において行う接続部分及び施設整備業務で整備する供給側（一次側）の維持管理業務は、事業者の業務範囲となります。</p>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										対象外という理解でよろしいでしょうか。対象とした場合、実験台等の排水不良や漏水などについて一時対応として確認し、備品側の不具合であった場合には対応に要した費用は別途大学に請求することによろしいでしょうか。	
33	業務実施に当たったの考え方	51	3	2	(4)	10)				「施設利用者等による故意の破損、落書き等については、大学担当者と協議の上、修繕等を実施する。」とありますが、加害者が明確な場合は加害者に対して賠償請求することとしますが、加害者不明の場合は、修繕費を事業者のコストに上乗せするには不確定要素が大きく、必要以上にコストを上昇させ合理的ではないと考え、貴学にて修繕費用をご負担いただくことを原則とさせていただく事は可能でしょうか。	施設利用者等による故意の破損、落書き等が「事業契約書（案）」の第58条第3項の「事業者の責めによらない事故…による損傷」に該当する場合には、大学の責任と費用において修補するものとします。
34	有資格者業務	54	3	3	(2)	5)				「本事業内で選任が必要とされる資格者」の記載がありますが、事業者が選任する法定名義は最大で、「建築物環境衛生管理技術者」と「危険物保安監督者」のみと考えて宜しいのでしょうか。消防法の用途は学校（7項）・研究所（15項）・物販（4項）を想定していますが、その用途と規模ですと、防災管理者及び自衛消防組織の設置及び自衛消防業務講習の修了者を配置する必要がありますが、こちらも貴学で用意して頂けるという認識で宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、大学としては、建物・建築設備保守管理業務において事業者が選任する必要がある資格者として「建築物環境衛生管理技術者」、「危険物保安監督者」を想定していますが、関連法令等を遵守するとともに、事業者の提案内容によっては、これに限るものではありません。 ご質問の後段について、防災管理者の配置、自衛消防組織の設置及び自衛消防業務講習修了者の配置が必要な場合には、これらの配置及び設置を、大学が行うものとします。ただし、事業者は、当該諸活動について、積極的に協力するものとします。
35	外構保守管理業務	56	3	4	(2)	2)				自然災害など責任範囲が明確でない場合は通常保険対応とすべき事象かと思いますので、「国立大学法人総合保険」対応範囲として貴学の負担で予算計上していただいでよろしいでしょうか。	自然災害によって本施設に損傷が発生した場合には、それが「事業契約書（案）」の第58条第3項の「事業者の責めによらない…火災等による損傷」に該当する場合には、大学の責任と費用において修補するものとします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
36	植栽要求水準	56	3	4	(3)	2)				枯れ死した植物は事業者が整備した植栽であったとしても不確定要素が高く、事業者負担とする場合リスクを不必要に多く見積ることとなり、事業性に影響がでるため、事業者の業務範囲外としてよろしいでしょうか。	枯れ死した植物（事業者が整備した植栽に限る。）は、大学が合意したプランに従って取り替えるものとします。なお、大学が合意したプランとは、植生や土壌等の枯れ死した理由を考慮するものとし、樹種や樹容等の変更も可能とします。
37	運營業務に関する要求水準	61	4	2	(6)	1)				職員駐車場運営にあたり、ゲートを通過するためのカードやフロントガラスに掲示する許可書（あれば）などの発行費用は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ゲートを通過するためのカード（必須）やフロントガラスに掲示する許可書（事業者の提案による。）などの整備は、事業者の業務範囲となります。
38	金銭事務の事務処理業務	63	4	3	(5)	2)				入札説明書等に関する質問回答書（1回目）等の367番で「プロジェクト研究スペース」を借りるのは、原則として、千葉大学医学部の各領域（の教員）です。」との回答がございましたが、プロジェクト研究スペースの施設使用料、共益費及び光熱水費等を負担するのは、教員個人でしょうか。あるいは学部等において負担されるのでしょうか。負担先に適した請求方法等金銭事務を検討するためご教示いただきたいと考えております。	事業者は、各領域（の教員）の貸出範囲ごとに施設使用料、共益費及び光熱水費等を計算し、大学担当者及び各領域（の教員）に報告及び通知するものとします。当該業務には、実際の金銭の収受は含まないため、各領域（の教員）への正規の請求は、大学が行うものとします。
39	金銭事務の事務処理業務	63	4	3	(5)	2)				プロジェクト研究スペースの施設使用料として、現状で想定されている料金の水準がございましたらご教示下さい。	現段階では、13,000円/年・㎡程度（税込み）を想定しています。
40	金銭事務の事務処理業務	63	4	3	(5)	2)				プロジェクト研究スペース施設使用料、共益費等の使用者への請求頻度は毎月でしょうか。	施設使用料、共益費及び光熱水費等について、大学が行う各領域（の教員）への正規の請求は、原則として、年1回を想定しています。ただし、事業者が行う、光熱水費等の大学担当者及び各領域（の教員）への報告及び通知については、毎月から毎四半期間隔（任意、事業者の提案による。）が望ましいと考えています。なお、番号38、40の回答を参照してください。
41	金銭事務の事	63	4	3	(5)	2)				プロジェクト研究スペース施	事業者は、施設利用者（各領

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
	務処理業務									設使用料等の金銭支払の流れは、施設利用者→事業者→大学のように事業者が代理徴収するなど関与することは無く、施設利用者から直接大学に支払われ、事業者が金銭事務の事務処理業務として施設利用者からの施設使用料等入金確認を業務として行うことも無いとの認識でよろしいでしょうか。	域（の教員）からの施設使用料、共益費及び光熱水費等の入金確認を行う必要はありません。何らかの確認事項、連絡事項等がある場合には、大学担当者より事業者に通知します。番号38、40の回答を参照してください。
42	福利厚生施設	65	4	4	(5)					福利厚生施設において事業者が占有する部分においても建物賃借料は無償にはならないでしょうか。	福利厚生施設部分の建物（床）のうち事業者が占有する部分については、大学が事業者にて有償にて貸し付けるものとします。
43	民間付帯施設周辺の駐車場について	68	5	2	(1)					民間付帯施設周辺の駐車場を運営期間中に資材搬入車両や利用者の自家用車のために区画を区切るなどして利用させて頂くことは可能でしょうか。	ご質問の駐車場は、看護師専用駐車場であり、民間付帯施設（任意）事業のために使用することはできません。

<④要求水準書／別表・資料等に関する質問>

番号	質問項目	別表	資料	参考図等	枚目	上中下段	-	質問	回答
44	清掃業務	別1						清掃の有無欄◎の諸室につきまして、年間何日程度の稼働を想定されていますでしょうか。建物全体の清掃計画を立案するうえで必要となりますので、ご教示いただきたく存じます。	<p>清掃の有無欄に◎が付されている諸室のおおよその想定稼働日は、以下のとおりです。</p> <p><凡例> （記載なし）：稼働という概念があてはまらない箇所、 （A）：平日ほぼ毎日稼働する箇所、 （B）：平日適宜稼働する箇所、 （C）：年間特定日に稼働する箇所／ただし、大学の夏季休暇、冬季休暇等を除く。</p> <p><1階> 風除室、液体窒素充填スペース（外部）（A）、洗濯室（B）、シャワー室（B）、シャワー室前室（B）、見学者通路（B）、見学者通路内WC（B）、法医解剖廊下（B）、風除室（法医解剖出入口）（B）</p> <p><2階></p>

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
									<p>実習室 2 (B)、実習室 3 (P 1 A) (B)、多目的 I T 室 (C)、大セミナー室 (A)、小セミナー室 (A)、大学院多目的スペース (A)</p> <p>< 3 階 ></p> <p>第 1 講義室 (A)、第 2 講義室 (A)、第 3 講義室 (A)、アクティブラーニングスペース (A)、学生自習室 (A)、中セミナー室 (A)、グループ学習室 / カンファレンス室 (A)、実習室 1 (P 2) (B)、保健室 (A)、女子学生更衣室 (A)、授乳室 (A)、学生自習室 (A)、学生ロッカー室 (男女) (A)</p> <p>< 4 階 ></p> <p>広報スペース (A)、小会議室 (B)、中会議室 (B)、大会議室 (B)、風除室、エントランスギャラリー (A)、交流スペース (A)、福利厚生施設 (A)</p> <p>< 各階共通 ></p> <p>WC (男子・女子)、多目的 WC、ラウンジ (給湯コーナー含む) (A)、セミナー室 (A)、給湯室 (A)、ゴミ置場、階段、E V 付室、廊下</p>
45	別表 2 動物実験室の 仕様	別2						動物実験を行う実験室が多数ありますが、国立大学法人千葉大学動物実験実施規程の飼養保管施設または実験室に該当する部屋があれば明示していただきたい。	本施設内に、「国立大学法人千葉大学動物実験実施規程」の「飼養保管施設」はありません。なお、同規程の「実験室」は、【別表 1】の「P 1 A」、「P 2 A」のすべてということではなく、「P 1 A」、「P 2 A」と記載されているうち、実験内容に応じて学長の承認を受けて設定しています。
46	別表 2 動物実験室の 仕様	別2						国立大学法人千葉大学動物実験実施規程では飼養保管施設または実験室にそれぞれ施設の要件 (恒温、恒湿、換気、明るさ、内部仕上、衛生設備、臭気対策等) が定められていますが、要求水準がこれを満たさない場合の改修設計・工事については事業範囲	「国立大学法人千葉大学動物実験実施規程」の「実験室」に関する記載は、配慮すべき項目を明示したものであり、具体的な数値等までを規定しているものではありません。事業者にとっては、大学の要求水準とともに同規程の趣旨を十分に理解のうえ、適切な

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								外（または追加設計・工事）という理解でよろしいでしょうか。	「実験室」として施設内容を提案してください。
47	別表2 動物実験室の仕様	別2						国立大学法人千葉大学動物実験実施規程では飼養保管施設または実験室にそれぞれ施設の要件（恒温、恒湿、換気、明るさ、内部仕上、衛生設備、臭気対策等）が定められていますが、具体的な仕様・数値等を示していただけませんか。（建築：内装仕上げ、建具仕様、電気：電源容量、種別、非常電源要否、空調：温度、湿度、清浄度の条件、臭気（換気方式）衛生：排水（実験排水、動物排水）の仕分け）	番号45、46の回答を参照してください。
48	引越業務対象 什器備品	別4						品名が単に「機器」となっている物品で、メーカーや型式が不明・空欄のものはそれがどんな機器か特定できません（例：医学部本館B1F共一写真室の19頁目の1行目など）こういった機器がおおよそ1800品目ございます。解体／組立、点検、設備（ユーティリティ）工事の内容が不明の為費用算出が困難です。具体的に機器をご指示ください。また、指示の無い物は運搬費用を含めて別途工事としての理解でよろしいでしょうか。	【別表4】において、副表題が「引越業務対象什器備品等一覧表 医学部本館〇階 機器」と表記されている什器備品等について、事業者が行う引越業務の対象外に変更します。詳細については、【別表4 引越業務対象什器備品等一覧表】（変更）について、平成29年11月2日（木）より貸与します。「本質問回答書（2回目）」の後（うしろ）に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
49	引越業務対象 什器備品	別4						フリーザー及び冷蔵庫内の収容物につきましては、現状では物量、保管温度帯、移転工程など不明の為、適切な金額が算出できない為、移設費用は材工共別途とさせて頂くことで宜しいでしょうか。	フリーザー及び冷蔵庫等の収容物の引越業務は、事業者の業務範囲外です。
50	引越業務対象 什器備品	別4						ドラフトチャンパー、ヒュームフードにつきましては、現状の排気ファンが移設先のダクト条件でも転用可能か検討できない為、ドラフト本体のみ移設・ファンは別途ということで宜しいでしょうか。	番号31の回答（ドラフトチャンパー（卓上型6台）に関する部分）を参照してください。
51	引越業務対象	別4						「電気、水道、ガス管等との	接続に伴う確認は、正常な通

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
	什器備品							接続が必要な備品等については接続を行い、動作に差異のないことを確認すること。」 (第1回質疑回答No312)とありますが、どのような内容の確認を行うのか不明です。動作確認の内容についてご指示願います。	電、通水(排水を含む。)、通ガス等の状態を対象とし、実験機器や計測機器に類する什器備品等に固有の高度な機能や性能までを対象とするものではありません。なお、今回の【別表4 引越業務対象什器備品等一覧表】(変更)により、事業者の引越業務の対象となる什器備品等に、電気、水道、ガス管等との接続が必要なものはほとんどなくなりました。
52	解剖実習室解剖台の仕様について	別6			3	中段		解剖実習室の解剖台は別途工事との記載ありますが、想定されている1台あたりの換気風量または解剖台のメーカー品番等をご教示願えますでしょうか。	想定される1台あたりの排気風量は、700m ³ /h程度(接続口200φ、抵抗10mm Aq、レベルFL+100mm)を想定しています。 <参考> 解剖台/カルモア、局所排気付解剖実験台、KAT-AFJ-TU-CM1 局所排気注入台/カルモア、プッシュプル排気型、KAT-A-EX/WLS-2910-CM2
53	男性更衣室の殺菌灯付エアータオル	別6			2	上段		「トイレ1箇所、シャワー2箇所、化粧台(コンセント付)、殺菌灯付エアータオル1箇所を用意する。」とありますが、殺菌灯付エアータオル(1箇所)は別途工事となっている「実験機器」とみなし、事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「殺菌灯付エアータオル(1箇所)」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲となります。
54	男性更衣室の靴箱	別6			2	上段		「専用廊下側出入口の前に靴箱(50名分+長靴5名分)を用意する。出口は片側スライドドア(有効幅1.5m以上)とする。」とありますが、靴箱は利用者の使い方に応じて必要なものを用意していただく方が利便性があると考え、事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「専用廊下側出入口前靴箱(50名分+長靴5名分)」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
55	女性更衣室の靴箱	別6			2	上段		「専用廊下側出入口の前に靴箱(14名分+長靴3名分)を用意する。入口は片側スライドドア(有効幅1.2m以上)とする。」とありますが、靴箱は利用者の使い方に応じ	ご質問の「専用廊下側出入口前靴箱(14名分+長靴3名分)」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								て必要なものを用意していただく方が利便性があると考え、事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	
56	CAL解剖室について	別6			2	下段		オートクレーブ、自動乾燥機、遺体用冷蔵庫、キャスター付き无影灯は【別表7】工事区分表における「実験機器」に該当し、機器本体は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「オートクレーブ、自動乾燥機、遺体用冷蔵庫、キャスター付き无影灯」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
57	CAL前室（大型器械格納庫）の薬品耐性ステンレス製シンク（自動温水栓×2ロサイズ）、殺菌灯付エアータオル2箇所	別6			3	上段		「薬品耐性ステンレス製シンク（自動温水栓×2ロサイズ）、殺菌灯付エアータオル2箇所、壁面物品収納棚を設置すること。詳細は【別表2】【別表3】による）」とありますが、CAL前室（大型器械格納庫）の薬品耐性ステンレス製シンク（自動温水栓×2ロサイズ）、殺菌灯付エアータオル2箇所は実験機器（別途工事）と見なし事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「CAL前室（大型器械格納庫）の薬品耐性ステンレス製シンク（自動温水栓×2ロサイズ）、殺菌灯付エアータオル（2箇所）」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲となります。
58	処置室について	別6			3	下段		局所排気注入台、急速遺体防腐処理装置、シンク、乾熱滅菌器、ホルマリン注入ポンプは【別表7】工事区分表における「実験機器」に該当し、機器本体は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のうち「シンク」の設置は、事業者の業務範囲となります。その他の「局所排気注入台、急速遺体防腐処理装置、乾熱滅菌器、ホルマリン注入ポンプ」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
59	解剖用薬品庫の棚	別6			3	下段		「ホルマリン・フェノール・シール液等を保管する。」とありますが、ホルマリン・フェノール・シール液等を保管する棚は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「ホルマリン・フェノール・シール液等保管棚」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
60	解剖用薬品庫の遺体貯蔵庫	別6			3	下段		「ストレッチャー毎入れられる遺体貯蔵庫（1体用）1台のスペースを確保する。」とありますが、遺体貯蔵庫（1体用）本体（1台）は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「遺体貯蔵庫（1体用）本体（1台）」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
61	遺体・棺搬入口の運用	別6			4	上段		当施設で想定している遺体・棺搬入口の警察官およびご遺族の利用時間をご教示ください。また、遺体・棺搬入口の	遺体・棺搬入口の警察官及びご遺族来訪時の対応（搬入口の開錠・施錠を含む。）は、大学が行います。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								警察官およびご遺族来訪時の対応は、貴学にて実施し、搬入口の開錠・施錠をすとの理解でよろしいでしょうか。	
62	解剖エリア等の利用	別6			4	中段		職員による解剖等、対応が行われる時間帯をご教示ください。遺体の搬入時間帯と必ずしも一致するものではなく、例えば平日昼間に行われるものでしょうか。	原則として、平日の昼間となります。
63	解剖室の床	別6			5	上段		「床：排水溝への傾斜を十分確保し、清掃のしやすさに留意すること。」とありますが、1/50程度の床勾配を想定しますがよろしいでしょうか。	大学としては、1/50程度を想定していますが、詳細については、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
64	解剖室の給湯について	別6			5	中段		「全て給湯、温度は最高75℃以上（連続）とすること。」とありますが、【別表1】の凡例に記載ある通り、給湯方式は貯湯式電気温水器として宜しいでしょうか。	原則として、給湯方式は局所給湯（貯湯式電気温水器）としますが、要求される機能や性能によっては、貯湯式電気温水器以外を採用することも可能とし、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
65	肺専用ホルマリン注入台の業務対象範囲	別6			6	上段		「流し台構造で、片面水切りタイプに近い台とする。」とありますが、片面水切りタイプの流し台は「実験機器」とみなし、事業者の業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「片面水切りタイプ流し台」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
66	倉庫（将来MRI室）の荷重条件	別6			7	上段		将来MRI設置予定のMRIの想定している荷重条件をご教示願います。	(株)日立製作所「AIRIS Vento」(W2219×D1550×H1725)を想定しています。
67	法医学関連諸室の自動ドアの材料	別6			7	下段		「適宜ステンレス製のものとする」とは事業者の判断で鉄製またはアルミ製でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	法医解剖室、解剖実習室関連諸室、CAL関連諸室に設置する自動ドアについては、水かかり（水を使用する）部分、ホルマリンを相当量使用する部分が含まれるため、すべてステンレス製としてください。
68	R I 室関連諸室のポケット線量計	別6			8	上段		「入室者（実験者、作業員）用にポケット線量計を10本整備する」とありますが、「ポケット線量計10本」および「記録システム」は仕様・条件が不明確なため、事業者の業務範囲外とすることは可能	ご質問の「ポケット線量計（10本）」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								でしょうか。また、事業範囲内となる場合は、「ポケット線量計10本」は初期購入のみとの理解でよろしいでしょうか。	
69	R I 室関連諸室の選択及び乾燥機	別6			8	中段		「汚染検査室に実験衣用の洗濯及び乾燥機（又は一体型）を設置すること。能力について洗濯10kg、乾燥6kg程度とすること。」とありますが、実験衣用の洗濯及び乾燥機は1台と考え、初期購入のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「実験衣用の洗濯及び乾燥機（1台）」の設置は、事業者が整備若しくは調達する業務の範囲外となります。
70	汚染検査室（R I）の洗浄設備について	別6			8	下段		シャワーは引き棒式の緊急用シャワー、除染用具はR I 用クリーナー（皮膚用の除染剤）という理解でよろしいでしょうか。また、この場合、R I 用クリーナーは消耗品と考え、貴学にてご用意いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、当該シャワーは、シャワーユニットとします。 ご質問の後段について、R I 用クリーナーは、大学の責任と費用で設置します。
71	工事区分表	別7						福利厚生施設の厨房機器・内装、空調設備等に関するの工事区分をお示してください。 また、ガスを使用する設備については設置は可能でしょうか。	ご質問の前段について、標準的な内装仕上、照明・コンセント設備、空調設備、厨房機器等は、事業者の業務範囲（サービス購入費の対象）としますが、特殊な内装仕上（デザイン壁、装飾天井等）、特殊な照明（スポット照明、演色照明等）、商品棚、ショーケース、カウンター、レジ、テーブル、いす、プラントボックス、可動スクリーン、店舗サイン、調理機器（なべ、フライパン、包丁、まな板等）、食器類等（これらに準じるものを含む。）については、事業者の業務範囲（独立採算）とします。
72	千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書（差し替え資料）		資35					本仕様書は、当初公表された仕様書から記載内容が変わった部分の内容差し替えでしょうか。あるいは仕様書一式の差し替えでしょうか。	仕様書一式の差し替えに相当します。
73	千葉大学（亥		資35		6			支給材料の中に水質管理用の	ご質問の「ボイラーに使用する

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
	鼻) 医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書(差し替え資料)							薬品が含まれていますが、スクラバー装置の次亜塩素ソーダ、ボイラーに使用する複合清缶剤、ボイラー用軟水装置に使用する塩、排水処理装置に使用する消毒薬剤及び中和剤、雨水再利用槽に使用する塩素剤等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	<p>る複合清缶剤、ボイラー用軟水装置に使用する塩、排水処理装置に使用する消毒薬剤及び中和剤、雨水再利用槽に使用する塩素剤等」の調達については、事業者の業務範囲となります。</p> <p>なお、「スクラバー装置(ドラフトチャンパー本体に搭載)」、「実験排水処理槽(廃止)」は、今回の一連の変更に伴って対象外となります。</p>
74	電気工作物の工事、維持及び運用		資35		30	下段		電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保する業務を計画・提案するにあたり、内容・頻度を確認させていただきたく、保安規定の内容をご開示願います。	【参考資料 国立大学法人千葉大学(亥鼻地区)保安規程】(追加資料)について、平成29年11月2日(木)より貸与します。「本質問回答書(2回目)」の後(うしろ)に掲載している「入札説明書等に関する追記事項」を参照してください。
75	資料35 構内情報設備の保守		資35					要求水準書P.37⑩構内情報設備で本事業範囲の構内情報設備に関する維持管理業務を行うこととの記載がありますが、ネットワーク機器の保守に関してはメーカーの保守体制に頼らざるを得ないため保守管理の仕様について明示してください。例)365日24時間のオンサイト保守、平日8時-19時のオンサイト保守または先出しセンドバック保守等	<p>事業者が本事業で整備した情報設備等の維持管理業務は、事業者の業務範囲となります。</p> <p>ただし、構内情報設備に関する運用(業務)は、大学が直接行うものとし、本事業で事業者が整備した情報設備等に不都合があった場合、あるいは、不都合があると考えられる場合にあっては、大学担当者から事業者へ連絡するものとし、事業者は、大学と協働して、当該不都合の解消を行うものとします。</p>
76	中央診療棟仮設計画						仮設	新中央診療棟施工エリア、工事用用地が今回計画用地側に大きく計画されておりますが、この敷地利用計画は本件の工事計画に対する条件であり、新中央診療棟施工エリアは本件事業における工事では利用不可との理解でよろしいでしょうか。また工事用仮設道路も別途工事と共用するとありますが、これは期間を問わず利用できることが計画条件であるとの理解でよろしいでしょうか。各入札グループ	<p>ご質問の前段について、原則として、新中央診療棟施工エリア、基盤整備車路施工エリア(ただし、各エリアの施工期間に限る。)は、本事業における工事では利用不可となります。</p> <p>ご質問の後段について、工事用仮設道路は、期間を問わず利用できるものとしますが、新中央診療棟施工者との調整、アクセス道路整備との調整が必要となります。</p>

番号	質問項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	質問	回答
								の工事条件を揃えることが公平かつ審査基準も明確になると思われます。	

<⑤落札者決定基準に関する質問>

番号	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	-	質問	回答
77	再入札において	4								質疑回答501において、再入札の期日は「一定の期日後」と回答がございましたが、どのくらいの期間を想定されておりますか	当該時点での入札の状況等により判断するものとします。

<⑥基本協定書(案)に関する質問>

なし

<⑦事業契約書(案)に関する質問>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	-	質問	回答
78	定義「入札説明書」	5	1		1	1	(27)			質疑回答No.522において、「事業契約書(案)」に係る質問回答は、当然に「事業契約書」を解釈するに当たっての参考指針となる」とありますが、入札説明書等に関する質問回答書等は当然に要求水準書、事業契約書(案)の内容に優先するという認識で宜しいでしょうか。	「事業契約書(案)」の第5条第4項及び「入札説明書等に関する質問回答書(1回目)等」の番号526の回答を参照してください。
79	第三者に損害を及ぼした際の責任について	12	4	2	23	5				貴学に帰責事由がある場合については、貴学が当該損害を賠償するという認識で宜しいでしょうか。	大学の責めに帰すべき事由による第三者への損害については、大学が負担するものとします。
80	維持管理業務及び運営業務に必要な備品の整備・搬入	13	4	2	25	3				入札説明書等に関する質問回答書(1回目)等の回答No.573について、現時点で協力内容に関する費用を想定できませんので、協力内容、費用負担については別途協議させていただけないでしょうか。	事業者による主な協力の範囲は、事業者が進めている施設整備とのスケジュール及びスペース調整等になります。大学が別途発注する備品等の搬入作業そのものへの直接的な協力(養生、誘導、移転、搬入、設置等)を求めているものではありません。
81	引越業務、備	14	4	4	29	2				引越業務及び備品等調達業務	「事業契約書(案)」の第32

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
	品等調達業務の完成確認								<p>について、現状の資料では移転する物品の詳細が不明（不明とされている物品も多々存在する。）であり、かつ本事業とは別途に大学が行う引越業務、備品等調達業務が完了しなくては引越や搬入が出来ない新規調達備品も多々含まれています。</p> <p>また、他大学のより規模の小さい施設においても、引越に6か月以上の期間を要した例もあり、各診療科の実験スケジュールによる調整等もあることから、引越業務・備品等調達業務を含めた施設整備業務の完了時期を現段階で約束することは非常に困難と考えます。</p> <p>また、建設業務が完了した場合においても引越業務や備品等調達業務が遅延することによって、事業契約第73条第2項の事業契約解除のリスクにさらされることとなり、応募グループ内でのリスク分担が困難な状況となっています。</p> <p>つきましては、完成確認は、建設業務、引越業務、備品等調達業務それぞれ個別に実施していただくよう変更し、引越業務、備品等調達業務に起因して事業契約を解除しないと変更するか、解除する場合の違約金については、施設整備費全体の10分の1とするのではなく、それぞれの業務費の10分の1とする等の変更についてご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>条第1項に、但書として、以下の文言を追加します。 「但し、大学は、第23条に基づく備品等の引越、第24条に基づく備品等の調達並びに前条に基づく維持管理業務及び運營業務の実施体制の整備のうち一部について完了が確認できない場合であっても、それが事業者の責めに帰すことのできない事由によるものであり、その他の部分については完了が確認でき、かつ、事業者から完成図書の提出を受けている場合には、本施設に関する完成確認書を交付するものとする。」</p>
82	完成確認、所有権移転	15 17	4 4	4 6	32 39	1 1			<p>平成29年9月20日付質問回答書N p. 577（第32条第1項）において貴学から「設計業務や建設工事の段階で事業内容や事業日程を変更する必要がある場合には「事業契約書（案）」の規定に従って、変更の協議等を行う」と回答いただいておりますが、第32条1項で施設整</p>	<p>番号81の回答を参照してください。</p>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									<p>備が完了した段階で、貴学が調達する機器の納品が間に合わないその他各研究室等の事情によって、引越が終了しない状態が続く可能性も考えられます（他大学のより規模の小さい施設においても、引越に6か月以上の期間を要した例もあります）。</p> <p>このような場合、現契約案では、施設整備完了にも拘らず貴学が施設所有権を取得できないことになり不安定な時期が続いてしまいます。（加えてこのような状態でも維持管理・運営は部分的にせよ開始されるのが妥当と考えます）</p> <p>そこで、第32条第1項末尾に「ただし、前記すべてを満たさない場合でも、大学は対象部分又は除外部分を明示して完成確認通知を交付できるものとする」を追記し、第39条1項に「第32条1項ただし書により大学が完成確認通知を交付した場合、当該部分を大学に引渡すものとする」と追記した方が良いと考えます。</p>	
83	工期又は施設整備期間の変更	15	4	5	33	1			<p>貴学にて別途発注される中央診療棟他工事の事由により、提案した内容や入札価格に影響する場合は、33条1～3項および35条の規定に沿って対応するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>中央診療棟他工事に起因して事業者提案の内容及び費用に影響があった場合に、必ず第33条第1項ないし第3項及び第35条が適用されるわけではありません。</p> <p>各条項が適用されるのは、当然ながら、各条項の要件に該当する事態が生じた場合のみとなります。</p>
84	第三者に及ぼした損害等	20	5	1	52	1	2		<p>入札説明書等に関する質問回答書（1回目）等の回答No. 597について、事業者の責めに帰すべき事由及び通常避けることのできない騒音等以外につきましては、事業者にてコントロールできない範囲ですので、貴学にて負担いただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。「入札説明書等に関する質問回答書（1回目）等」の番号598の回答を参照してください。</p>
85	本施設の修繕	21	5	2	58	3			<p>質問回答書（1回目）No. 606におきまして回答いただいておりますが、「事業者の責</p>	<p>原案のとおり、本施設の事業者の責めによらない事故若しくは火災等による損傷につい</p>

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									めによらない事故若しくは火災等」に含まれない「不可抗力」による損傷については、その取扱いが定められていないとの理解ですが、貴学にて付保される「国立大学法人総合保険」にてカバーすべき事象と考えますので、「不可抗力」による損傷は貴学の責任と費用においてこれを修補するものとしていただけませんか。	では、大学の責任と費用において、これを修補するものとし、当該修補の時期、方法等については、大学が定めるものとします。
86	事業者の債務不履行	27	8	2	73	2			引越・備品調達業務については、貴学及び事業者の各々が実施することもあり責任分担が不明確になることが想定されるため、引渡遅延（債務不履行）項目から除外して頂き、79条の違約金規定対象外として頂きたいようお願い申し上げます。	番号81の回答を参照してください。
87	事業者事由の違約金の額について	29	8	2	79	1	(2)		第1回質問のNo.49において、大学への本施設の引渡しを経ていない場合の事業者事由による違約金を、施設整備費相当の100分の30から100分の10にお下げする、とのご回答がありました。引渡しを経ていない場合の事業者事由による違約金については、維持管理費相当または運営費相当の100分の20から100分の10へご変更頂くことは可能でしょうか。	原案のとおり、本施設の引渡しを経ていない場合の事業者事由による違約金は、維持管理費相当又は運営費相当の 当該年度総額の100分の20 とします。
88	保険	44						6	貴学は「国立大学法人総合保険」に加入されるとのことですが、事業者の過失等（故意は除く）により貴学所有の本施設の建物・設備に損害を与えたとき、貴学が加入する保険の保険金を損害に充当し、当該保険金で不足する損害につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	事業者の過失等により本施設の建物・設備に損害を与えた場合には、大学は事業者に対して損害賠償請求権を有するものと理解しています。
89	モニタリングによる減額	52						10	モニタリングによる減額ポイントでサービス購入費が減額される割合についてですが、60～99ポイントでは1ポ	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									イントにつき0.6%の減額に対して、100ポイント以上では100%の減額となり大きな開きがありますが、他のPFI事例を鑑み、40～60%程度の減額に見直し頂くことは可能でしょうか。	
90	定期建物賃貸借契約書	59						16 9	使用上の制限において使用目的他の変更、模様替え等（貸付面積の変更含む）により現状の変更が貴学に承認され、賃貸借契約書に記載された内容の変更が必要な場合は、速やかに定期建物賃貸借契約書の変更契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該使用目的等の変更が、当該建物において事業者が実施している、福利厚生施設運営業務又は事業者提案による運営業務の内容の変更を伴う場合には、「事業契約書（案）」に基づく変更手続（「事業契約書（案）」の第44条第3項に定める大学の承諾を得たうえで、当該業務の内容（第59条第1項及び別紙13又は別紙15）を変更する旨の変更契約等）も行う必要があります。
91	定期建物賃貸借契約書（民間付帯施設事業）	73						20 10	使用上の制限において使用目的他の変更、模様替え等（貸付面積の変更含む）により現状の変更が貴学に承認され、賃貸借契約書に記載された内容の変更が必要な場合は、速やかに定期建物賃貸借契約書の変更契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです（ただし、「事業契約書（案）」の別紙20は「定期建物賃貸借契約書」ではなく「定期借地契約書」の書式です）。 なお、当該使用目的等の変更が、当該土地上の建物において事業者が実施している、民間付帯施設事業の内容の変更を伴う場合には、「事業契約書（案）」に基づく変更手続（「事業契約書（案）」の第62条第4項が準用する第44条第3項の定める大学の承諾を得たうえで、当該業務の内容（第62条第1項、同条第7項及び別紙19）を変更する旨の変更契約等）も行う必要があります。

<⑧その他に関する質問>

番号	質問項目	—	—	—	—	質問	回答
92	スケジュール					本事業の入札前に貴学にて別途発注される中央診療棟他工事の事由により、本事業の要	ご質問のとおり理解しています。

番号	質問項目	—	—	—	—	質問	回答
						求水準等が変更することは、 提案スケジュールでは困難と 思科されます。 11月1日の第2回質疑応答 を期限として、以降は提案に 係る追加・指示等は無いよう お願い致します。	

以上

「改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）、改定事業者提案による運營業務（任意）提案書、改定民間付帯施設（任意）事業提案書」のうち、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案など、入札参加者のすべてに伝達すべき事項が含まれていると大学が判断した項目に関する回答

< ① 入札説明書に関する質問 >

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認内容	回答
1	民間付帯施設（付帯）事業における建物の所有について	3	1	6	(4)	1)	③			選定事業者から運営事業者へ転貸後、更に協力企業への再転貸（転々貸）をお認め頂けないでしょうか。	転貸及び再転貸（転々貸）にかかる当事者間の契約書が、「事業契約書（案）」の「別紙20 定期借地契約書の書式（民間付帯施設事業に係る土地の貸付に係る契約）」と同様内容であることを条件とし、事業者から運営に当たる者等（転貸）、当該運営に当たる者等から実際の民間付帯施設（任意）事業に当たる者等への（再転貸（転々貸））を認めるものとします。

< ③ 要求水準書／本文に関する確認 >

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認内容	回答
2	屋外冷媒配管仕様	5	1	3	(2)	7)	①			屋外冷媒配管は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に準じた場合、ステンレス鋼板によるラッキングとなりますが、ラッキング不要の屋外用冷媒被覆銅管に変更してもよろしいでしょうか。	ご確認内容については、必ずしもステンレス鋼板によるラッキングに限定するものではありません。事業者の提案内容が、ステンレス鋼板と同等以上の対候性と強度が確保されると大学が認めた場合には、事業者の提案によることができるものとします。ただし、本事業の事業場所では、カラスによる被害が多いことに配慮してください。
3	実験・研究室の扉について	20	2	4	(3)	3)	①	ア		欄間ガラス・袖ガラスを中止（上から下までStパネル）できないでしょうか。 ※【別表1 各室（エリア）の要求水準】凡例（c）-1	原案のとおりとします。ただし、【別表1 各室（エリア）の要求水準】の凡例（c）-1は参考として取り扱うものとし、具体的には、事業者の提案によるものとします。
4	ブラインドボックス等の収まりについて	20	2	4	(3)	2)	⑩	エ		「ブラインドボックス等は天井埋め込みとするなど」と記載がありますが、実験室等の窓廻りは、天井直付け型のカーテンボックスを計画してよろしいでしょうか。	ご確認の内容（実験室等のブラインドボックス等は天井直付け型）でもよいものとします。
5	研究成果の展示方法について	20	2	4	(3)	3)	①	オ		「研究成果の展示等ができるように研究室等の廊下側壁面	ご確認部分の「ピクチャーレール」を「ピクチャーレール

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認内容	回答
	て									にはピクチャーレールを適宜配置すること。」とありますが、ピクチャーレールと同等機能を有する他の方法でもよろしいですか。	等」に変更します。
6	エントランスセキュリティについて	22	2	4	(3)	3)	①	エ		「防災センターで監視カメラにより来訪者を確認することができ、かつ、防災センターより電気錠を解錠できること。」とありますが、「要求水準書」の3章6項(3) 6) ③、④の記載にしたがい、防災センターからの電気錠の開錠を不要としてよろしいでしょうか。	ご確認部分の「防災センターで監視カメラにより来訪者を確認することができ、かつ、防災センターより電気錠を解錠できること。」を削除します。
7	ブラインドBOX他について	27	2	4	(3)	3)	⑤	イ		要求水準書には「各諸室の窓（廊下側のガラススクリーン等も含む。）には、ブラインド又はロールスクリーン等が設置可能なブラインドBOXとともにブラインド又はロールスクリーン等を設置すること。」とありますが、出入口扉付の小窓については、対象外と考えてもよろしいでしょうか。	ご確認部分の「各諸室の窓（廊下側のガラススクリーン等も含む。）…」には、各諸室の出入口扉付の小窓は含まれないものとします。
8	2 電灯設備（要求仕様書）	33	2	4	(5)	3)	②	ク		「実験室内ケーブルラック：約70㎡単位の実験室（プロジェクト研究スペース・医学部管理実験室を除く。）にはケーブルラック（W=300mmセパレータ付、パンチングメタル等）を敷設すること。」との記載がありますが、ケーブルラックの設置場所は追加配線等の簡易さから天井下露出の設置としてよろしいでしょうか。	ご確認の「実験室内ケーブルラック」の設置場所は、そもそも、施設利用者による追加配線等の簡易さのために、天井下露出とすることを想定したものです。
9	5 受変電設備（要求仕様書）	34 35	2	4	(5)	3)	③ ⑤	ウ ア		⑤ 受変電設備の中で ア「高圧コンデンサーは不要とする」と記載があり、一方③ 動力設備 ウでは「電動機等を使用するものはコンデンサーを設置するなど力率改善を検討すること。」との記載があります。まず、対象となる電動機等の容量基準などを教示いただけないでしょうか。また、力率改善のために低圧側にコンデンサーを設置する場合の	ご確認の前段について、力率改善用コンデンサーの設置基準容量は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備編）平成28年度版第2編」の第1章第2節電動機及び制御盤によるものとし、0.2kw以上かつ定格出力時の力率が0.9未満の機器に設置するものとします。ご確認の後段について、各電動機を接続している制御盤も

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認内容	回答
										場所は三相トランス2次側配電盤としてよろしいでしょうか。	しくは動力盤内としてください。
10	受変電設備 (要求水準書)	34	2	4	(5)	3)	⑤	エ		「大学で使用している電力監視システムにより各低圧盤2次側電力を計測し、その信号線を大学学内ネットワークに接続及び調整を実施し・・・」とありますが、本棟5階に引込む事務系に接続するとの理解でよろしいでしょうか。	ご確認の「大学学内ネットワーク」とは、事務系LANのことです。
11	静止形電源設備について	35	2	4	(5)	3)	⑥	ア		「蓄電池：長寿命MSE型とすること。」とありますが、静止型電源設備に寿命に対する性能以外は同等性能のMSE蓄電池（一般型）を用いる提案としてもよろしいでしょうか。	ご確認の内容でよいものとします。ただし、事業期間中の更新（交換）を、事業者の業務範囲とすることを条件とします。
12	拡声設備について	37	2	4	(5)	3)	⑪	エ		要求水準書には「部屋単位に壁付音量調整器を設けること。」とありますが、音量の調整が必要のない部屋は天井スピーカー組込み形を採用してよろしいでしょうか。	廊下等については、ご確認の内容でよいものとします。なお、具体的には、事業者の提案に基づき、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
13	警備業務	60	3	6	(2)					質問回答（1回目）No.350「警備員を配置することなく」とありますが、侵入者の「監視」等は警備業に該当し、警備員を配置する必要があります。「監視」ではなく、「確認」等に変更していただけませんでしょうか。	現段階では、原案のとおりとします。詳細については、事業者の提案に基づき、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。なお、大学としては、警備業法上の警備員を配置することなく、防災センターの管理要員、監視要員による対応を想定しています。

< ④ 要求水準書／別表・資料等に関する確認 >

番号	確認項目	別表	資料	参考図等	枚目	上中下段	-	確認内容	回答
14	配置図			参考図等	1枚目			アクセス道路の幅員に6mの記載がありますが、要求水準書には「アクセス道路の幅員は車道5.5m以上、歩道1.5m以上とすること」と記載されています。アクセス道路の幅員は5.5mとしても宜しいですか。	ご確認の「幅員」は、要求水準書本文（アクセス道路の幅員は車道5.5m以上、歩道1.5m以上とすること）を必須とし、参考図は参考として取り扱うものとします。
15	計画地内の伐		2					計画地南側の桜並木等の伐	ご確認の内容でよいものとします。

番号	確認項目	別表	資料	参考 図等	枚目	上中 下段	-	確認内容	回答
	採・伐根時期							採、抜根は施設設計期間中（建物着工前）に実施する提案も可能でしょうか。	ます。詳細については、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
16	事業場所（本施設）		2					事業場所（本施設）の範囲が示されていますが、車路の一部（隅切りなど）が事業場所の区域を超えてリニアック棟に近寄っても宜しいでしょうか。	車路の一部（ただし隅切り部分のみ）が、本施設事業場所の範囲を越えてリニアック棟に近寄ってもよいものとします。詳細については、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。
17	排水滅菌装置系統	6	②		5	中段		「排水系統は2系統とし、機器故障、機器点検に対応出来るようにすること。」と記載がありますが、具体的には、滅菌処理工程以降のシステムを必要能力の50%×2台とすることでしょうか。	ご確認の内容（滅菌処理工程以降（滅菌処理工程を含む）のシステムを必要能力の50%×2台として2系統とすること）でよいものとします。
18	各室（エリア）の要求水準	1			1			R I 室関連の R I 実験室については、定期清掃を対象外としてご検討ください。	ご確認の「62 R I 室関連の定期清掃」を事業者の業務範囲外に変更します。
19	汚染検査室の入退室システムについて	別6			8	下	③	「汚染検査室には、全体システムとは別に入退室システムを設置すること。」とありますが、全体システムを利用しながら対象室のみを別設定とすることによろしいでしょうか。	ご確認の内容でよいものとします。
20	アクティブラーニングスペースの吹き抜け計画の中止			○	3,4 枚目			アクティブラーニングスペースの吹き抜けは中止としてもよいでしょうか。	ご確認の「吹き抜け」は、事業者の提案（任意）によるものとします。

< ⑦ 事業契約書（案）に関する確認 >

番号	確認項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	-	確認内容	回答
21	施設管理台帳	21	5	2	56					参考のため、千葉大学内の建物で使用している施設管理台帳を、別紙で開示するとして頂けませんでしょうか。	事業者の提案に基づき、大学と事業者で協議のうえ決定するものとします。

入札説明書等に関する追記事項（2回目）

1 実験排水に関する事項

「要求水準書」の第2章2(3)5)②の「…。その他実験排水は、本工事設置の処理槽、pHモニター槽にて処理、確認後一般排水系統へ放流する。pH異常時の緊急遮断弁を設置すること。…」を「…。その他実験排水は、本工事設置のpH計にて連続計測し、異常値の有無を防災センターにて受信できるようにすること。一般排水系統に合流させる前に、当該実験排水を採水できるように採水用柵を設けること。…」に変更します。

2 周辺のインフラ整備状況等（給水のうち県水（飲料水））に関する事項

「要求水準書」の第2章2(3)4)①の「給水のうち県水（飲料水）については、既設医学部本館西側土中埋設配管（150φ）より、地中埋設（医学部本館北側道路）で、本施設の受水槽室まで引き込む。…」を「給水のうち県水（飲料水）については、既設医薬系総合研究棟I北側共同溝（100φ）より、地中埋設で、本施設の受水槽室まで引き込む。…」に変更します。

3 周辺のインフラ整備状況等（給水のうち井水）に関する事項

「要求水準書」の第2章2(3)4)②の「給水のうち井水については、既設医学部本館西側土中埋設配管（150φ）より、地中埋設（医学部本館北側道路）で、本施設の受水槽室まで引き込むと同時に、本施設南側にある立体駐車場及び真菌医学研究センターに引き込み、…」を「給水のうち井水については、既設医薬系総合研究棟I北側共同溝（125φ）より、地中埋設で、本施設の受水槽室まで引き込むと同時に、本施設南側にある立体駐車場及び真菌医学研究センターに引き込み、…」に変更します。

4 火災報知設備等の監視機能の既設の門衛所へ移設に関する事項（事業者の業務範囲外に変更）

- 1) 「要求水準書」の第2章4(5)3)⑮のウを削除します。
- 2) 「要求水準書」の第2章4(5)4)⑤のオ（“オ”は当初番号、1回目変更後は“エ”）を削除します。

5 エレベーター設備の台数及び仕様に関する事項

「要求水準書」の第2章4(5)3)⑳のアを以下のように変更します。

<変更前>

用途(付加仕様)	積載量	速度	停止箇所	台数
乗用(車いす用)	1,150kg(17人)	105m/min	11箇所以上	2台
人荷用(車いす用)	1,750kg(26人)	105m/min	11箇所以上	1台
非常用(車いす用)	1,150kg(17人)	105m/min	11箇所以上	2台

<変更後>

用途(付加仕様)	積載量	速度	停止箇所	台数
乗用(車いす用)	1,150kg(17人)	105m/min	11箇所以上	1台
人荷用(車いす用)	1,750kg(26人)	105m/min	11箇所以上	1台
非常用(車いす用)	1,150kg(17人)	105m/min	11箇所以上	2台

※ 変更後のエレベーター設備の台数は4台（必須）以上とし、利用者の利便性等に十分配慮のうえ、具体的には、事業者の提案によるものとする。

6 光ケーブル敷設用の空配管に関する事項

「要求水準書」の第2章4(5)3)⑩イの「本事業における事業者の業務範囲として、既存医学部本館に設置してある基幹スイッチのケーブル… …光成端箱、パッチパネル及びSCコネクタは事業者工事とする。」を削除し「別途工事にて光ケーブルを敷設できるよう、本施設から医薬系総合研究棟の共同溝に至る配線ルートに光ケーブル用の埋設空配管（SM12C、GI12C、SM4C×3用配管×1、予備用配管×1）を新設（事業者の業務範囲）すること。」に置き換えます（変更します）。

7 既存ポンプ室取り壊しに伴う電源切り回し（電源の移設）

アクセス道路の整備に伴う既存ポンプ室取り壊しにおける電源の切り回し（電源の移設）を事業者の業務範囲とします（追加）。詳細については、【参考資料 既存ポンプ室取り壊しに伴う電源切り回し】を参照してください。

8 排水滅菌装置系統に関する事項

【別表6 低層階特殊諸室の留意事項等】の2 n 排水滅菌装置系統については、排水用タンクを事業者の業務範囲とし、排水滅菌装置本体及び熱源装置は、事業者の業務範囲外とします。詳細については、【別表6 低層階特殊諸室の留意事項等】（変更後）を参照してください。

9 「要求水準書の別表及び資料等（「要求水準書」以外の文書等を含む。）の貸与」に関する事項

下記の文書等（以下「文書等」といい、「要求水準書の別表及び資料等の貸与請求書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書」における「守秘義務対象資料」に該当する。）の貸与を「平成29年11月2日」より開始します。文書等の貸与を受けようとする場合は、＜様式1＞の脚注部分の要領に準じて手続を行ってください。

なお、既に＜様式1＞を提出している場合は、＜様式1＞の再度の提出は不要とします。ただし、来学により、文書等の貸与を受けようとする場合にあっては、担当者を確認するため、代表者による委任状（任意様式）を持参してください。

郵送等により、文書等の貸与を受けようとする場合にあっては、その手続等については、事前に本事業に関する担当部局へ電話で問いあわせてください。

記

(1) 要求水準書／本文の見消版	質疑回答の反映と誤植修正等（※）
(2) 要求水準書／別表・資料等	
【別表 1】各室（エリア）の要求水準	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【別表 2】各室（エリア）の特殊条件等	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【別表 4】引越業務対象什器備品等一覧表	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【別表 5】備品等調達業務対象什器備品等一覧表	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【別表 6】低層階特殊諸室の留意事項等	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【別表 7】工事区分表	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【資料 1 5】事務系LAN系統図（参考）	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【資料 2 2】事業場所周辺県水設備インフラ整備状況	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【資料 2 3】事業場所周辺井水設備インフラ整備状況	質問回答の反映と誤植修正等（※）
【参考資料】エネルギー配慮対象設計検討記録様式CHU488-2	質問回答の番号15による追加資料
【参考資料】中央診療棟電波障害調査報告書	質問回答の番号25による追加資料
【参考資料】土壌汚染調査関係（試料採取予定地点図）	質問回答の番号28による追加資料
【参考資料】国立大学法人千葉大学(亥鼻地区)保安規程	質問回答の番号74による追加資料
【参考資料】既存ポンプ室取り壊しに伴う電源切り直し	追記事項(2回目)7による追加資料
(3) 事業契約書（案）の見消版	質問回答の反映と誤記修正等（※）

※ 上記の「見消版」、【別表】、【資料】、【参考資料】のうち「質問回答（1回目）」、「質問回答（1回目）追加」、「質問回答（2回目）」の反映は可能な限り行っていますが、反映漏れなどについては「質問回答（1回目）」、「質問回答（1回目）追加」、「質問回答（2回目）」を正としてください。

※ また、「見消版」、【別表】、【資料】、【参考資料】のうち「質問回答（1回目）」、「質問回答（1回目）追加」、「質問回答（2回目）」に該当しない誤植修正等（追記を含む。）については「見消版」、【別表】、【資料】、【参考資料】を正としてください。

以上